

(別紙) 週休2日等促進工事における工事費等の補正について

週休2日工事の補正率の改定に伴い、本市発注の週休2日等促進工事における工事費等の補正について下記によるものとする。

1 改定内容

- (1) 「完全週休2日」の補正係数を新たに設定
- (2) 「月単位の週休2日」の補正係数の改定
- (3) 「通期の週休2日」の補正係数の廃止
- (4) 機械賃料の補正係数の廃止（土木工事のみ）

(現行)

費目	土木工事				
	週休2日		完全 週休2日	週休2日交替制	
	通期	月単位		通期	月単位
労務費	1.02	1.04	1.04	1.02	1.04
機械損料(賃料)	1.02	1.02	1.02	—	—
共通仮設費率	1.02	1.03	1.03	—	—
現場管理費率	1.03	1.05	1.05	1.01	1.03

(R7.10.1以降)

費目	土木工事			
	週休2日		週休2日交替制	
	月単位	完全 週休2日	月単位	完全 週休2日
労務費	1.02	1.02	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02	—	—
現場管理費率	1.02	1.03	1.02	1.03

(現行)

費目	工種	建築関係工事		
		週休2日・ 週休2日交替制		完全 週休2日
		通期	月単位	
労務費	全ての工種	1.02	1.04	1.04

(R7.10.15以降)

費目	工種	建築関係工事		
		週休2日・ 週休2日交替制		完全 週休2日
		月単位		
労務費	全ての工種	1.02		1.02

※工事費等の補正については、「福島県土木部週休2日等工事試行要領（令和7年9月24日一部改定）」及び「週休2日等工事試行要領」の運用（土木工事はR7.10.1版、建築関係工事はR7.10.15版）により対応願います。

2 該当する工事

「土木工事標準積算基準（福島県土木部）」を適用する工事及び「建築関係工事積算基準（福島県土木部）」を適用する工事。

3 積算関係

「週休2日（月単位）」を標準とし、当初積算において「週休2日（月単位）」を確保する場合の補正率を適用して工事費を積算する。

4 適用年月日

- ・土木工事：令和7年10月1日以降に起工する工事から適用する。
- ・建築関係工事：令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。